

中央区成年後見制度利用促進計画策定について

1 趣旨

認知症、知的障害その他の精神上的の障害により、財産管理や日常生活に支障がある方を支える重要な制度である成年後見制度の利用促進を図るため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年施行）及び国の「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度閣議決定）を受けて、本区においても「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定する。

2 根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抄）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画に盛り込むことが望ましい内容（成年後見制度利用促進基本計画）

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を実現させる体制整備の方針
 - ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 中核機関の整備・運営方針
- 地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能の段階的・計画的整備方針
 - ・ 広報機能
 - ・ 相談機能
 - ・ 成年後見制度利用促進機能
 - ・ 後見人支援機能
- 「チーム」「協議会」の具体化の方針
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

4 策定期間

令和3年3月

5 策定方法

「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含して策定する。

6 これまでの検討状況

- 平成31年1月～ 関係課による庁内検討会を開始
- 平成31年7・12月 検討会議（相談機関（おとしより相談センター及び基幹相談支援センター職員）、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、民生・児童委員で構成）を開催し、現状と課題の共有
- 令和2年2月～ 成年後見制度利用促進検討委員会（検討会議の委員に学識経験者、医師、当事者団体を加える。）を開催し、成年後見制度利用促進計画の策定に向けたより専門的・具体的な検討

7 計画策定のスケジュール（予定）

年月	成年後見制度利用促進検討会議／協議事項	備考
令和2年 2月21日	第1回検討委員会 ○中央区成年後見制度利用促進計画策定について ○中央区の成年後見制度に関する現状と課題について	
6月2日	第2回検討委員会 ○計画、中核機関の設置に向けた具体的検討	※計画の理念や方向性、具体的取組等の検討に当たり4回検討委員会を開催
7月頃	第3回検討委員会 ○計画、中核機関の設置に向けた具体的検討	
9～10月頃	第4回検討委員会 ○計画、中核機関の設置に向けた具体的検討	
12月～	○障害計画・高齢計画パブコメ実施	
令和3年 2月頃	第5回検討委員会 ○計画、地域連携ネットワークの構築に向けた具体的検討	※中核機関設置準備
3月	○ <u>障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に包含して策定</u>	
4月～	○中核機関の設置 ○計画に沿った地域連携ネットワークの強化に係る取組の実施 ○審議会（仮称）の設置、計画の進捗評価	計画の進捗評価、計画に掲げる施策の具体的取組の検討、実施